

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。  
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。  
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○山下委員長 次に、長妻昭君。

○長妻委員 お疲れさまです。長妻昭です。

私は、国家の戦略とインテリジェンスは車の両輪であると考えております。日本は、専守防衛の国だからこそ、世界でどういうリスクが発生しているのか正確に把握する、この能力を更に高める必要があるというふうに考えております。

私は、政治にとつて最も重要なことを一つ挙げると言われれば、正確な現状把握、これが最も重要だというふうに考えております。その意味でもインテリジェンス能力を高めるということは本当に必要不可欠だと思う。ただ、今回の政府の懸念リスクに対する認識というのが大変甘いし、その対応も対策も大変甘いというふうに、非常に心配しているところでありませう。

そこで、官房長官にお伺いしますが、今回の法案のメリット、これは皆さん、本会議でも今の質疑でもさんざん聞かされましたが、このリスクや懸念というのはどこにあると思われませうか。

○木原国務大臣 国家安全保障政策をつかさどる

司令塔としまして、閣僚級の国家安全保障会議が設置されていることと、NSCですね、と比べると、今委員御指摘のあった情報部門、一番、非常に大事であるという情報部門においては、政治のリーダーシップを発揮する仕組みは十分整備されていないのではないかとという問題意識は、私もずっと、政治家になってからそれを持っておりました。

内閣情報調査室には、他の内閣官房の部局と異なっておる点は、総合調整機能がまず付与をされていないということがあります。これが……（長妻委員「いや、デメリット。リスク、懸念」と呼ぶ）それがこういう、今つながっておりますが、それが相まって、政府一体となって情報活動を推進していく基盤が十分でない、そういう評価をされる状態にあったのは確かであります。（長妻委員「そういう質問じゃないんです。委員長」と呼ぶ）

○山下委員長 ちょっと待ってください。多分……（長妻委員「質問の趣旨を取り違えている」と呼ぶ）前提をお話しになって、リスク、懸念をお話しになるのではないかと。（長妻委員「この法案のリスク、法案の懸念」と呼ぶ）はい。だから法案の趣旨をおっしゃった上で、リスク、懸念をおっしゃるんだと思えますが。

○木原国務大臣 昨今、特に複雑で厳しい国際環境にあります。インテリジェンスに関する国際協力等が進展する中で、今回の法案は、こうした状態を制度的に解消するということ、そして、インテリジェンスの司令塔機能の強化を図ろうとする

ものであり。私は、このままの状態であれば、今後更に問題が発生するというふうに思っておりますし、さらに、省庁間の調整等を行う上で更にできる余地があると考えているので、今回、法案を、機能強化を図ることといたしたところであります。

○山下委員長 官房長官、今、要するにこの法案に対するリスク、懸念は何かという御質問ですの。先ほど官房長官がお答えになったのは、この法案の立法事実である情報とかインテリジェンスの懸念だと思えますので、この法案に関するリスク、懸念について、もう一度。

○木原国務大臣 今回、政府の情報活動に関する基本指針の決定などがこの法案に書かれております。各省庁が行います情報活動の総合調整を行う組織を設置するものであります。

こういった基本指針を設けることによって、既存の法令に基づき、適切に収集された情報を集約して総合分析をする、そして、政策部門に提供するということ。国家情報会議、国家情報局が法令に反する指示を関係省庁に行うことなく、そういう必要性もないものですから、監視の強化であったりプライバシー侵害、そういったことの指摘がない範囲で、しっかりとこの組織を立ち上げたいというふうに思っております。（長妻委員「だから、どういうリスクなの」と呼ぶ）

○山下委員長 今、そういうリスクがあることを前提に、プライバシーやそういったことに懸念のない範囲でということをお答えになったと思うんですが。（長妻委員「じゃ、どうぞ、もう一回」と呼ぶ）では、官房長官、どういうリスクが国民

からこの法案に対してあるかというお問いであったので、政府が認識しておられるこの法案に関するリスクについてはどのように官房長官としてお考えかということでお答えをいただければ。どうぞ、よろしくお願いします。

○木原国務大臣 政府として、リスクや懸念があることを解消するために立案しているわけではありませんが、皆様からの様々なそういった御懸念に対して丁寧に説明していきたいというふうに思っております。（長妻委員「どういう懸念ですか」と呼ぶ）

○山下委員長 ちよつと先ほど答えておられたと思いますが。

○木原国務大臣 今の体制、現状においては、ややもすると国民に対する監視があるのではないかとか、あるいはプライバシーに対する侵害があるのではないかとか、現状ではそういう国民の御懸念があるのではないかと思えますので、今回、政治の関与を強化する、そういう観点から、今回立法によってそのリスクを、懸念を、リスクや懸念があればそういうことを払拭したいというふうに考えております。

○長妻委員 ちよつと不十分なんですけれども、これはどんなことでも、強い薬には副作用があるわけですよ。強い法案や権限を与えると、それに反して副作用、懸念というのが出てくるわけで、それをちゃんと認識して法案審議をしなきゃいけない。その懸念が分からないまま、政府が、無邪気にと言ったら失礼ですけども、どんな事を進めると、誤ると思うんですね。

自民党から、こういうリスクを聞くと、やじがさつき飛びました。こういうこともちゃんと国会で聞くということは、何でもまずいんですかね。皆さんが、きちつとやはりこういう議論を共有する必要があるというふうに思います。何ですか。（発言する者あり）

○山下委員長 御静粛に。

○長妻委員 私はそんなやじは言っていない。平さん、何ですか。（発言する者あり）だから、そういうやじは言っていないよ。リスクを聞いたときに、リスク聞くなみたいなやじは言っていないよ、平さん。

○山下委員長 御静粛に願います。

○長妻委員 ちよつと勘弁してください。そして、私が考えるリスクというのは、懸念、三つぐらいあると思うんですね。それにどういふうに対応するかをお伺いしたいんですが。

一つは、共有するというようなこと。これはもちろんメリットもあるわけでありまして、これも必要性は認めます。

毎日新聞のインタビューで、二〇二二年の一月十三日、国家安全保障局長を務めた元外務官僚の兼原さんは、こういうふうに答えているんですね。私は二〇二二年、内調の次長を半年務めました。当時、外務省や防衛省、警察庁、公安調査庁、内調が集めた公開情報をデジタル化し、共有するプラットフォームをつくらうと考えました。しかし、強い反発に遭って実現しませんでした。誰でもアクセスできる公開情報でさえ共有できないほど問題は深刻でしたというので、それぞれの情

報セクターが情報を共有しない、こういうようなことがあって、大きな問題だということをおっしゃっておられて、私もそういう話は頻繁に聞くわけ。

今回、情報共有をする、そして義務をかける、情報の提供とか、あるいは資料の提供、必要な協力。ということは、これはもちろんいいことだと思いますが、その中で、懸念というのがそういう強い権限を与えるときに出てくる、それをどうするかということなんです。

そういう意味では、るるこれまでおっしゃっていただいたように、新たな何か情報収集の権限を付与するわけではないというようなことは幾度となくおっしゃっているんですが、ただ、今後は、強制力を持って資料の提供要請が来るわけですね。あるいは情報の提供要請。そうすると、それに応えようとして、プレッシャーの中でその要求に応えようと無理な情報収集活動をする、そういう懸念はある、これは私は思うんですね。

これについて、官房長官はそういう懸念はありませんか。

○木原国務大臣 私、官房長官として、あるいは過去に防衛大臣もやりましたけれども、いわゆるNSC、ここはいわゆる政策部門であります、政策部門は情報部門から適切な情報を受け取らなきゃいけません。そして、その情報に基づいて重要な政策決定を行う上で、その情報も適切でないものであれば、それは政策判断を誤ることもありえますから、ですので、その情報は適切でないといけない。

ただし、今委員の御指摘は、強要して無理やり情報を取るのではないか、そういう御指摘かと思いますが、しかし、それは政策部門として適切な情報を取ることは当然のことであり、逆に情報部門は、政策部門が求める、いわゆるカスタマーが求める情報を適切に与える義務も発生すると思えますから、そういう意味で、強要するというよりも、お互いが並列の関係の中で適時適切な情報を提供していくということに尽きるのではないかなと思います。

○長妻委員 ちよつと樂觀的過ぎると思うんですね。強制力を持つて情報を取る指示が来るわけですよ。そうしたときに、今まで以上にそれに応えようとして無理な情報収集活動をするリスクがあるというふうに思うんですが、これを防ぐためにはどんな手だてを考えておられますか。

○木原国務大臣 政策部門として、今度は情報部門に対して情報を要求します。情報部門としては、今度新しく司令塔機能が強化されたその司令塔というものは、インテル、それぞれの各省がインテル部門を持っています。その各省のインテルの特性、これを総合調整するわけですね。そして、それをよく把握した上で正しい情報、政策部門が求める情報を提供するということ。

これは私は無理なものにはならないと思いますし、日頃からのそういうコミュニケーション……（長妻委員「防止策はどういう防止策」と呼ぶ）これは政治部門がしっかりと、国家情報会議の中で政治部門が責任を持って、そこは無理なものとはならないように平素からのコミュニケーション

をしていくということだろうと思っております。○長妻委員 非常に心もとない、対策がないということ。

共有するのは、さつきから申し上げているように、これはいいことなんです。ただ、それに裏腹として懸念やリスクは必ず発生するわけで、それを防止するための対策というのをもっと具体的に打たなきゃいけないと思うんですね。

もう一つのリスク、二番目として、共有するということは、問題ある情報や、もし誤情報、誤った情報があったとしたら、それも共有されてしまつて被害が拡大する、こういうリスクもあるんじゃないかなというふうに思うんですね。

そこで、今日お伺いするのは、内調、防衛省、公安調査庁、外務省、警察について、それぞれ過去、人権侵害案件というのはどういうものがありましたか。

○渡部政府参考人 お答えいたします。

お尋ねにつきましては、確定裁判において、公安調査庁の元職員を二十四時間体制で監視するなどの活動につきまして、目的が不当なものとは言えないにしても、その態様につきプライバシー権の侵害の程度が大きく、国賠法上違法であったと認定された事案が一件ございます。

公安調査庁といたしましては、この判決の内容も踏まえて、再発防止のため、職員の教育指導を一層徹底する措置を講じてきたところでございます。

また、調査に当たっては、公共の安全の確保に寄与するという目的を達成するために必要な最小

限度においてのみ行うべきという旨の破壊活動防止法第三条等の規定にのっとりまして、今後とも適正な調査活動を実施してまいりたいと存じます。

○松尾政府参考人 お答えいたします。

防衛省のインテリジェンス関係部署による情報収集活動によつて防衛省職員以外の部外者に対して人権侵害があったと判断された事例について、これまで確認した限り、一件ございました。具体的には、平成十五年から十六年頃、イラク特遣法に基づき自衛隊派遣に反対する活動について、当時の陸上自衛隊情報保全隊が情報収集などを行い、プライバシー侵害があったとして、平成二十八年二月、一名に対して十萬円の損害賠償の支払いを命じる判決が言い渡されたところでございます。

防衛省としては、従来から、情報保全隊が防衛省・自衛隊の所掌事務、任務の範囲内で関係法令に従つて適切な方法で情報収集などを行うよう努めてきたところではあります。司法の判断を厳粛に受け止め、一層徹底してまいりたいというところで取り組んでいるところでございます。

具体的には、自衛隊の情報保全隊の運営の基本方針において、個人情報等の適切な取扱いなどのコンプライアンスの確保を図るため、関係法令に関する教育内容の充実を図るとともに、部隊における指導を徹底するというようなことを部内で徹底しているところでございます。（長妻委員「警察」と呼ぶ）

○山下委員長 では、木原官房長官。

○木原国務大臣 私が内閣情報調査室の所管でありますので。

内調の情報収集活動によって人権侵害が起きた事例又は不適切な情報収集活動が行われた事例は把握しておりません。（長妻委員「警察は来ているの」と呼ぶ）

○山下委員長 では、木原官房長官。（長妻委員「委員長、国家公安委員長は」と呼ぶ）いや、国家公安委員長は本日は。（長妻委員「だって、所管でしょう、内閣委員会」と呼ぶ）

長官、答えられる範囲で。  
○木原国務大臣 では、警察にしましてですが、警察の公安外事部門の活動を違法とする判決が近年示され、確定した事例としましては、警視庁公安部が外国為替及び外国貿易法、外為法に違反するとして噴霧乾燥機の製造販売会社の代表取締役取締役及び顧問の三人の方々を逮捕したこと等を国賠法上違法とする判決が令和七年六月に確定した事案。それと、岐阜県大垣警察署員による個人情報情報の収集、保有及び提供を国賠法上違法などとする判決が令和六年十月に確定した事案があると承知しております。

○長妻委員 国家公安委員長を是非やはり呼んでいたきたい。私は内閣委員会というのには呼ばば来るものだと思っていましたので、是非お願いします。

例えば、今るるおっしゃっていた、警察の件では大河原化工機事件と言われるものですよね。これは、輸出するときに武器に使われる可能性があるのでちゃんと輸出許可を取らなきゃいけない案件にもかかわらず、取らずに輸出していた、こういうことで大問題になったということで、で

も、結果的にこれは間違いであったということであつたわけで。

仮に、こういう情報が間違いと分かる前に国家情報会議で共有された場合、相当被害が大きくなってくると思うんですね。防衛省は多分色めき立つと思うんですね。こういうものが闇で輸出された、こういう認識をしましょう。

そして、イラクの派遣反対派の情報を収集したという防衛省のさっきお話がありましたけれども、これも裁判で断罪される前であれば国家情報会議で共有された可能性があると思うんですね。そうしたときに、警察とかいろいろな部局が動いて、いろいろ活動が始まる。つまり、問題ある情報や誤情報を共有して、繰り返しですが、共有することはいいですよ、これはいいんですよ、本当に私はこれはいいことだと思っております、ただ、その裏腹の副作用やリスクについて余りにも無邪気過ぎるというのが問題意識なんですけれども、共有して被害が拡大するリスク、懸念、これをどうやって防ぎますか。

○木原国務大臣 今委員の御懸念というのは、例えばある一つの情報機関により収集された情報が誤ったものであった場合について、それが、誤ったものが共有されてしまう、そういうものであるというふうに思います。一般論として申し上げれば、政府が意思決定を行う場合においては、特定の省庁による情報収集や分析のみに頼るよりも、各省庁が保有する多様な情報を集約し、多角的に分析した結果に基づく方が、情報分析あるいは情報評価の正確性、信頼性、また妥当性が向上する

のではないかなというふうに考えます。

○長妻委員 これも心もとなと思うんですね。大川原化工機事件の場合は、経産省が当初の見解を覆して、これは輸出の許可を得る案件であるというふうに判断したわけで、役所の判断が確定したわけで、これは誰もそれに異議を取ることはできないわけで、チェックはなかなかできないと思うんですね。

だから、問題の情報というのが発覚した場合、どこがチェックをして、修正するのか、そして発表するのか。どこの部局がそれをチェックして、修正、発表するのか。例えば、自衛隊でいうと警務隊みたいなものがありますよね。警察でいうと監察部門がありますよね、監察課。外務省でいうと、監察査察室というのがありますよね。

今回、大きな権限と情報共有ということになったので、そういう内部統制組織というのは今回法律に入っていないと思うんですけれども、これは何でつくっていないんですか。つくらないんですか。

○木原国務大臣 まず、今回は総合調整ということとであります。その基となる各省からの、インテールからの情報、これにまず誤りがないようにすることがまずは大事だというふうに思います。関係省庁による情報活動が適切に行われるように、これは所管の大臣の監督がしっかりと図られることがまずは大事だと思っています。

そして、今委員が御指摘のような、情報機関が問題を起すといいますか、誤った情報、こういうことを前提とした内部組織の見直しというの

は考えてはおりませんけれども、情報活動に当たっては、憲法が保障する国民の諸権利に配慮すべきこと、これは当然でありまして、組織の運営に当たってもこれは徹底してまいります。これは、今回できる国家情報会議、そして国家情報局、そして各省のインテル組織に徹底をしなければいけないというふうに思っています。

○長妻委員 これもやはり精神論なんですよ。間違えないように頑張るといふようなことでは心もとないんですよ。これは是非検討していただきたいんですね。

例えば、九ページに、各国の、議会じゃないです、議会以外のそういう統制組織、第三者組織という意味では、アメリカでいうと、外国諜報監視裁判所というのもあるし、大統領インテリジェンス問題諮問委員会もあるし、イギリスでは、調査権限コミッションというのがあるし、あるいは司法コミッションというのがある。ドイツでは、基本法十条審査会もあるし、独立統制院もある。

フランスでは国家情報技術監視委員会があるということなんですよけれども、これは日本も、間違えないように頑張りますというのでは、私は心もとなないというふうに思うんです。

それと、先ほど人権侵害の話がありましたけれども、人権侵害をしないという規定、法律にこれを加えるということは考えませんか。

○木原国務大臣 今回の法案は、行政内部のいわばやり取りに関する規定の整備を図るものでありまして、国民から情報を取得することを容易にするような権限に関する規定を設けるものではない

わけであります。

つまり、何か特に情報収集の権限を強化する、そういう類いのものではありませんので、今お尋ねの人権の確保についての条文上何らかの規定を設けてはいないところであります。

情報活動に当たっては、先ほど申し上げたように、これは、憲法が保障する国民の諸権利に配慮すべきことは当然のことでありまして、組織の運営に当たっても徹底をしております。

○長妻委員 ですから、権限は変わっていないというのはいまだ繰り返しておっしゃっていただいているんですが、ただ、さっき申し上げたように、強制力を持つて、情報を出してくれ、こういう要請があるときに、やはりそれはもう今まで以上に踏み込んだ情報収集活動をするわけですよ。ですから、相当強力な形になるので、その副作用、副作用について、これも非常に心もとなないとか、樂觀的過ぎるといふふうに言わざるを得ません。ほかの国はよく分かっていますから、そういうリスクを避けるために万全の、いろいろ組織をつくらたり、統制組織をつくらっているんですね。

三番目のリスクとして、政治的目的のための調査、これが行われてしまうんじゃないかというリスクがある、懸念があると思うんです。

政府にお話を聞きますと、今回の目的の大きなものは、政治のリーダーシップで、政治の強いリーダーシップで情報に関する政策を進めるといふことで、もちろんこれはいいことなんです、繰り返してすけれども、裏面には必ず懸念や副作用があるわけで、逆に政治が都合のいいような情報

を集めていろいろゆがみが出てくるのではないかと、その中でも政治的目的のための調査ということですね。

内調にお尋ねしますけれども、今まで国会議員を国会質問に関連して尾行したことというのはありますか。

○山下委員長 登録は内調はされていないんですが。

では、官房長官。

では、時計を止めてください。

〔速記中止〕

○山下委員長 速記を起こしてください。

木原官房長官。

○木原国務大臣 今調べさせましたら、長妻委員からは、平成二十一年に、政府の調査活動に関する質問主意書を提出をいただいているということでありました。その中では、「内閣情報調査室は国会議員の行動監視等の活動をしたことがあるか。また、目的と所属を名乗らず、議員の集会あるいは演説会で情報収集をしたことがあるか。更に野党等を担当する職員は存在するか。」との御質問を頂戴しているということでありました。

その際には、「お尋ねについては、これを明らかにすることにより、今後の内閣情報調査室の調査に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。いずれにせよ、内閣情報調査室においては、適正に調査を実施している。」と答弁をその当時でさせていたものと承知をしております。（長妻委員「当時はそうだけれども、今、平成二十一年でしよう。今、それ以降」と呼

ぶ）現在も状況としては同じでございます。

○長妻委員 そうすると、例えば、ピンポイントで聞くと、内調に野党担当の職員というのはおられるんですか、おられないんですか。

○木原国務大臣 内調の職員の具体的な担当ということになると、これはお答えは差し控えないといけないというふうに思っております。

○長妻委員 余り内調は、ちよつとくぎを刺しておきますが、政治的目的のための調査というのは控えていただきたいなと思えます。そういう調査をやっているとすればということですが。

そして、もう一つ、資料二十四にもマスコミの報道をつけておりますけれども、かつて、官房長官が女性と会話したとされる電話の録音テープが流出して大騒ぎになった。そのテープの中身というのは、捜査情報を、覚醒剤の捜査が入るよということや女性に話したという内容なんです。その後、官房長官は辞任をされました。そして、その女性の、その電話の後に捜査が入ったと言われております、報道にもあります。

これは例えばの話なんです、官房長官が自分のプライベート、個人的なことで捜査情報を手入するということやなということのは、権限としてできることになるんですか。

○木原国務大臣 まず、その官房長官の事案、私も記憶はありますけれども、事前に御通告はいただいておりませんでしたので、その事件の詳細については今はお答えすることはできません。その後、てんまつもちよつとお答えすることはできませんが、一般論としては、そういった国民の皆様

から関心の高い事件につきまして、官房長官の記者会見で、一日二回やっておりますが、メディアの方々からの御質問にお答えするために、事件について、捜査の進展について報告を受けることは過去にございました。そういうことでございます。

○長妻委員 そうすると、個人の関心で捜査情報を手入するという権限は官房長官にないということではないんですか。

○木原国務大臣 そこはもう、私個人の関心で、これまで、私も就任して半年ほどたちますが、個人の関心で何かを調べるといふことはありませんし、過去にもそういうことはないというふうに思っております。

○長妻委員 マスコミの資料もつけておりますけれども、この件については内閣調査室も相当動いたと言われておりまして、個人のスキヤンダルに絡んで内調が火消しに動くというのは、それが事実であったとすると、私は公私混同ではないのかなというふうに思いますので、こういうようなことも防ぐために、私は、この条文の中に、今回の法律に、政治的中立という、そういう規定も入れるべきだと思っております。

○木原国務大臣 今回の法案によって国家情報会議、そして国家情報局、設置をさせていただくわけですが、それは、政府全体を俯瞰するという大局的な立場から国民の安全や国益の確保に関する情報の戦略的な収集、集約、あるいは分析を進めようとするものでありますので、情報の政治利用の危険性を高めるような内容ではありませんから、ですので、そういった政治的中立性というのは書

かれていないというふうに思います。

○長妻委員 いや、ですから、ちよつと失礼な言い方かもしれないですが、ちよつと無邪気過ぎるんですよね。権限は拡大していない、まあ、法的にはそうでしょう。しかし、強力な義務として、調査をしろ、あるいは資料を出してと、こういうことがかかるわけで、そういう意味では、非常にそれに付随したリスク、懸念というのも大きくなるので、そこら辺、認識が全くないんですよ、これまでの、今の答弁では、本会議も含めて。この認識を強く持っていたきたいというふうに思っております。

だからこそ、私は、国会への報告というのが大切になってくると思うんです。今日、国会図書館に主要国を調べていただきました。議会による情報機関の監視の仕組みについて、主要国ではどうなっているのか、教えていただければ。

○南国立国会図書館専門調査員 お答えいたします。アメリカでは、常設の特別委員会として、上院に上院情報特別委員会、下院に下院常設情報特別委員会が置かれております。

イギリスでは、両院合同の特別な組織として、議会情報保安委員会が置かれております。ドイツでは、特別な組織として、下院に議会統制委員会が置かれております。

フランスでは、両院合同の特別な組織として、情報活動に関する議員代表団が置かれております。以上です。

○長妻委員 日本でも衆参に情報監視審査会があります。これは特定秘密及び重要経済安保情報のみ、この制度運用の監視のみしか、限定的に置かれているので、これは今回のことについては話の外になるということですが。

国会図書館に、その主要国が、議会に報告書を出す場合、提出の頻度はどうなっているのか、また報告書の内容はどのようなものか、教えていただければ。

○南国立国会図書館専門調査員 お答えいたします。

まず、アメリカでございます。まず、アメリカにつきましては、例として上院情報特別委員会について申し上げますと、二年に一回、活動報告書を上院に提出いたします。また、特定のテーマについて適宜報告書を提出することもございます。

上院情報特別委員会の直近の定期報告書ですけれども、大きく分けて五項目から構成されております。主な内容を御紹介いたしますと、立法の項目では上院に報告した法律が、行政監視活動の項目では特定の地域やテーマについての監視活動が記載されております。

次に、イギリスでございますが、毎年、年次報告書を議会に提出いたします。また、特定のテーマについて適宜報告書を提出することもございます。

この議会情報保安委員会の直近の定期報告書でございますけれども、大きく分けまして、委員会の活動、その他の事項、証人一覧の三項目などか

ら構成されております。

次は、ドイツでございます。ドイツでは、二年に一回、活動報告書を下院に提出しております。また、特定のテーマについて適宜報告書を提出することもございます。

このドイツの議会統制委員会の直近の定期報告書は、大きく分けて、報告義務、法的根拠及び組織、議会統制委員会の活動概要、議会統制委員会の主な審議案件、常任全権代理人による統制の五項目から構成されております。

最後、フランスでございます。フランスでは、毎年、年次報告書を議会に提出しております。また、適宜、大統領及び首相に勧告及び意見書も提出しております。

フランスの、情報活動に関する議員代表団の確認できる直近の定期報告書でございますけれども、大きく分けて、情報活動に関する議員代表団の活動報告、情報政策に関する現在の課題、情報政策の評価に関する情報活動に関する議員代表団の重点事項の三項目から構成されております。

以上でございます。

○長妻委員 官房長官、聞いていただいたと思うんですけども、大体二年に一度か毎年、年次報告はやる、そして特定のテーマについては適時報告書を議会に出すということが主要国で行われているんですね。

日本においても、この法律に入っていないんですけども、是非、国会答弁等でも高市首相は、政府の中長期的な情報活動の推進方針を取りまとめた文書を作成し、公開するなどしますとおっしゃ

やっておられて、ちょっと役所の方々に聞くと、大体、それは五年間とか十年間の方針なので、五年に一度とか十年に一度出すような話も聞いたんですが、そんな悠長な、悠長というか、それはちょっと余りにもおかしいんじゃないかと思うんですね。随時出すこともしないというようなことなので。

これは実際、どういような国会への提出というのを考えますか。

○木原国務大臣 今、参考人の方から諸外国の例を伺いました。

諸外国における情報機関に関するいわゆる統制の仕組みというのは、それぞれの統治機構であったり、また情報機関の歴史的な発展の経緯を踏まえて構築されてきたものと承知しております。

これに対して、我が国の統治機構、また情報機関を含めた行政組織のありようでございますが、これは必ずしも、それぞれの時代がありましたけれども、諸外国と同じではありませんでした。現在でもそうです。他国の仕組みをそのまま我が国に当てはめるということは適当ではないというふうに思います。我が国の行政組織あるいは制度との整合性、あるいは過去の経緯、そういったものを十分に踏まえた上で、実効性の確保と統制のバランスを図る必要があるのではないかなと……（長妻委員「いや、国会への報告はどうするんですか」と呼ぶ）

今回、ですので、我が国において各省庁が行う情報活動が、まずは担当閣僚の指揮監督の下で適切に行われる、その上で、情報機関に対する統制

が図られた上で、御指摘の国会への報告とかというの、第三者の機関というのの規定を設けることはしていないということになります。（長妻委員「いやいや、今、国会への報告をするのかしないのかと聞いているんです。規定じゃなくて」と呼ぶ）

○山下委員長 今の御質問は、国会報告を、高市総理がおっしゃっていた報告についてのお尋ねです。

○木原国務大臣 総理が答弁をされた内容は、今後、様々な方の意見を聞きながら、そういった文書を作成していきたいということを上げたこととであり、現段階で、今回の法律に伴って何か文書を作成するという計画はございません。現時点ではございません。（長妻委員「国会に報告するかしないか」と呼ぶ）

○山下委員長 高市総理の御答弁を前提に、国会への報告というのはどれぐらいの頻度あるいは期間でされるつもりかという御質問です。

○木原国務大臣 私のイメージでは、これは、中長期的な視座から考えますと、毎年更新する性質のものではない、そういうイメージを持っています。

いずれにしましても、政府が行う情報活動の状況であるとか、またその成果については、国会よりお尋ねがありましたら適時適切に対応してまいりますということ、今、現時点において、それを報告することは考えておりません。

○長妻委員 そうすると、国会からお尋ねがあれば、こういうふうに質問をしたら答弁するという

ことで、これは普通の質疑なので。いや、報告書を国会に出すか出さないか。

○木原国務大臣 この法案に基づいてやるということは考えておりませんが、これから、様々な方の御意見を聞きながら、インテル全体の政策の中で、これは適切に考えていきたいと思っております。（長妻委員「何を。国会への提出をですか」と呼ぶ）

様々な専門家の意見などを聞きながら、国会への提出も含めてそれは考えていくべきことであり、現時点においては、それは考えていないということとあります。

○長妻委員 そうすると、いろいろな意見を聞いて、国会への提出も含めて考えていくということとよろしいんですね。

○木原国務大臣 今回の法案とはまた別のカテゴリーの話だと思います。今回はあくまでも国家情報会議設置法でありますから、その国会への報告というのは、今、現時点では考えておりません。

今後、様々な御意見を伺いながら、そういう可能性は排除するものではないということとあります。

○長妻委員 しかし、遅れていますね、日本は。せっかくいい器をつくるというお話は評価するんですが、それにおいて、副作用とかリスク、懸念、そして国会報告というのは全然駄目じゃないですか。これはあり得ないんじゃないかなと思うんですよね。

これは有識者も含めていろいろ検討するというふうに今御答弁いただいたので、これは恥ずかし

いですよ、ほかの国に比べて。こんな隠しているようなイメージを持たれるというのは、国民からも。

そして、多くの方からこれを聞いてくれというお話があった質問をいたしますけれども、やはり、今まで内調のトップというのがずっと警察に独占されていたということで、相当、霞が関の情報部門の皆さんの不満がたまっているというふうに聞いております。

二十八ページ目に、これは内調ができてから全部警察出身なんです、トップが。よくお話を聞くのは、いろいろな方と、私も情報部門の方とおつき合いしていますけれども、警察というのは情報を握り締めて外に出さない傾向がある、そして、この内調のトップがずっと警察に独占されている、こういうことが続いているのは情報の共有もへつたくれもできないんじゃないのか、情報を取られる一方で、全然、警察情報の共有というのがままならなくなる、こういう弊害を強く訴える方々もおられるわけで、これは是非、官房長官、国家情報局長は警察の指定席にしないと。これは、高市首相も能力本位みたいに本会議で答弁されているんですが、そうじゃなくて、指定席にしない、こういうふうに答弁いただけますかね。

○木原国務大臣 ただいまの御指摘の点は、例えば、日本維新の会からいただいた提言の中にも同趣旨の内容は入っていたところでもあります。

国家情報局長でありますけれども、官邸直属の情報機関のトップとして、同局が行う情報活動を指導するとともに、総理や、また私、官房長官へ

のブリーフィング、外国の情報機関のトップとの連携といった役割を担うほかに、新たに、国家情報会議で決定する情報活動の基本方針などの企画立案を行い、また各省庁に対する総合調整、そういった役割を的確に行うことが期待をされております。

したがいまして、高市総理も述べられたとおりであります。このような特別職の人事については、その時々々の総理が適材適所、能力本位で決められるということであり、高市総理は先日そのように発言をされたことと承知してあります。

○長妻委員 いや、それでは駄目なんですよ。

いろいろな方と意見交換すると、やはり、指定席にしないというふうに官房長官が言っていただけかないと、また警察が独占する。今回、情報コミユニティーの中からは、警察の独り勝ちだ、内閣が国家情報局長、局になって、独り勝ちという非常に怨嗟の声も多く出ているわけで、そして、局長をずっとまたこれからも警察が独占すると、不満がすごく高くなってくると思うんですね。

当初は、公安調査庁の一部と内調と合わせて局にするという話もあったんだけど、中のいろいろがあつて今回こういう形になったとか、国際テロユニットについても一悶着あつて、外務省の中にあるけれども警察が実権を握っているとか、いろいろ争いみたいなのがある中で、これは是非、官房長官、適材適所とかいうことではなくて、それは重要なんですよ、適材適所で、結局、警察ですわねというふうになっちゃうわけです、今の力学からいうと。

ですから、警察の指定席にしないということ、その言葉をここで言っていただけませんか。

○木原国務大臣 今、特別職の人事、ほかにもたくさんある特別職の人事の一つでありますから、これはその時々々の総理が能力本位で決められることと考えております。

○長妻委員 いや、だから、能力でいいんですよ、能力でいいんですけども、指定席というのは、もうずっと機械的に警察出身という意味が指定席なので、指定席にはしないということを是非おっしゃっていただけませんか。

○木原国務大臣 適材適所とか能力本位ということを申し上げているということは、委員のおっしゃることと同趣旨だろうというふうに思っております。

○長妻委員 そうすると、指定席にしないということと同趣旨という官房長官も意見ですか。何で言えないんだらう。では、そういうふうには、私が質問した、警察の指定席にしないということと同趣旨の考えを持っているというふうに御答弁いただければ。

○木原国務大臣 特別職の人事というのは、これはその時々々の総理が人事権を持っておりまして、適材適所、能力本位でお決めになるということであり、今回の国家情報局長についても、これはまさに適材適所、能力本位で決めるということであり、委員の御指摘と何らたがうことはないのではないかなと思っております。

○長妻委員 是非そういうふうにしていただければ。相当いろいろなことがありますので。

最後に、この法律を読みますと、国家情報会議というのは決定機関じゃないということ、これは心配になります。国家情報会議は、第二条で、重要事項を調査審議する機関と書いてあるんですね。三条にもそういうふうを書いてあるわけですから、決定するのは一体どこで決定するんですか。

○木原国務大臣 国家安全保障会議設置法、いわゆるNSC法ですが、これにおいても同様なんですけれども、審議するという規定が置かれておりまして、それに基づき、国家安全保障に関わる重要な判断を行ってきたところであります。

新設されます今回の国家情報会議、これは並列だということも言っております。ですから、国家情報会議においても同様に、重要情報活動あるいは外国情報活動への対処に関する重要事項について、判断をしたり、あるいは決定したりしていくこととなります。決定することになります。

○長妻委員 今明確に、国家情報会議で決定する、決定する機関でもあるということですね。（木原国務大臣「申し上げました」と呼ぶ）ありがとうございます。

以上です。